

# 京田辺まちライブラリー 本棚オーナー利用規約

1. 市が指定した本棚のみを使用してください。
2. 陳列・展示した本・本棚の管理は、ご自身でお願いします。
3. 本棚に陳列・展示した本が紛失・盗難・破損する場合があります。  
あらかじめご了承の上、利用してください。
4. 本棚は定められた期間利用することができます。
5. 利用期間終了後は速やかに本棚から本を回収してください。  
本が回収されない場合は市が本を回収し一定期間後処分します。
6. 本や陳列・展示物の内容が公の秩序及び善良な風俗を乱すおそれ又は公益を損なうおそれがあると認められる場合、政治活動、宗教活動、投資、マルチ商法等の勧誘活動に当たると認められる場合、本棚から本を撤去していただきます。
7. 本棚オーナーとして陳列・展示する本の利用については、施設内での閲覧のみとなります。  
まちライブラリー背シールを貼付しないことで貸出しをしません。
8. 本棚オーナーとして、定期的に本に関するイベント（本を語り合う会、植本祭等）を開催するなどのご協力をお願いします。
9. 禁止事項
  - ・本棚に色を塗る

- ・本棚にシール等を貼る
- ・本棚を加工する（穴を開ける、ネジ・釘を打つ、切る等）

## 10. 本棚オーナーへのお願い

- (1) 本棚にオーナー名（ニックネーム）のプレートを設置してください。
- (2) 本棚にオーナーからのメッセージカードを設置してください。  
個々の本に感想カードを付けない代わりに本棚へメッセージカードをつけて頂きます。(1)のオーナー名プレートと(2)のメッセージカードについてはご自身で考えて表現して下さい（1個にまとめて頂いても結構です）。
- (3) 展示する本が汚破損することもありますので透明のブックカバー等をお薦めします。
- (4) 本・展示品の点検、整理、清掃等を実施してください（最低月に1回）。
- (5) 本棚オーナー制度開始後、交流会を開催します。
  - ・本棚オーナーの自己紹介、本の紹介等意見交換します。

以上